

龍ヶ崎市告示第68号

龍ヶ崎市マンション管理計画認定要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市マンション管理計画認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第3章の規定に基づき、マンションの管理計画の認定等の事務を適切かつ円滑に処理するため、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 法第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) マンション管理適正化指針 法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針をいう。
- (3) 管理計画 法第5条の3第1項に規定する管理計画をいう。
- (4) 認定申請等 法第5条の3第1項の規定による認定の申請、法第5条の6第1項の規定により行う認定の更新の申請又は法第5条の7第1項の規定により行う管理計画の変更の認定の申請をいう。
- (5) 認定管理者等 法第5条の5に規定する認定管理者等をいう。
- (6) 認定管理計画 法第5条の8に規定する認定管理計画をいう。
- (7) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定する管理計画認定マンションをいう。
- (8) センター 公益財団法人マンション管理センターをいう。
- (9) 事前確認 法第5条の4各号（同条第4号にあっては、マンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準に適合している旨を証するため、センターが行う管理計画認定手続支援サービスをいう。

(認定の対象)

第3条 この要綱において管理計画の認定の対象とするマンションは、龍ヶ崎市内に立地するマンションとする。

(事前確認)

第4条 次条の規定により認定申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認定申請等を行う前に、センターに事前確認を受けなければならない。

(認定申請等)

第5条 申請者は、認定申請等をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式に規則第1条の2第1項に規定する添付書類（前条の

規定による事前確認を受けた場合における添付書類と同一のものに限る。以下「添付書類」という。)を添えて、龍ヶ崎市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。ただし、第3号に規定する法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更に係る添付書類は、当該変更に係るものに限る。

- (1) 法第5条の3第1項の規定による認定の申請 認定申請書(規則別記様式第一号)
- (2) 法第5条の6第1項の規定による認定の更新 認定更新申請書(規則別記様式第一号の三)
- (3) 法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更 変更認定申請書(規則別記様式第一号の五)

2 規則第1条の2第1項のその他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、規則第1条の2第1項各号に掲げる書類により、次に掲げる書類に記載されている事項が確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 事前確認を受けていることを証する書類
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類
- (3) 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類
(申請の取下げ)

第6条 申請者は、市長から認定申請等の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請取下げ届(様式第1号)を市長に提出するものとする。
(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請又は法第5条の7第1項の規定により行う管理計画の変更の認定の申請に係る管理計画が、法第5条の4に規定する認定基準に適合しない場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
(管理の取りやめ)

第8条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
(軽微な変更)

第9条 認定管理者等は、規則第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第4号)に提出した添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。
(申請書等の提出部数)

第10条 この要綱の規定により市長に提出する申請書、届出書及び申出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に基づく報告について(依頼)(様式第5号)により行う。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められた場合は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(様式第6号)により報告を行うものとする。

(改善命令)

第12条 法第5条の9の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(様式第7号)により行う。

(認定の取消し)

第13条 法第5条の10第2項の規定により行う認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書(様式第8号)により行う。

(認定管理計画の公表)

第14条 市長は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者が当該申請を行う場合において、認定を受けた際の公表に同意したときは、センターと連携して当該認定をした管理計画に係るマンションの名称、マンションの所在地、本市が付与する認定コード等を公表することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。